

Q 2 (料金)

新基準水道メータ導入により水道料金算定要領の改定を行いますか。

A 2 (料金)

「水道料金算定要領(平成20年3月)」では、「水道料金算定要領」「3.料金体系」「(1)一般原則」「イ個別原価主義」において、「料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用にもとづいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定する」とし、「説明資料」「3.料金体系」「(3)個別原価計算基準」「口使用者群の区分」で、「各使用者群は、給水管の口径別(量水器口径)により適当な段階に区分して設定する」としています。

このように、水道料金算定要領では、口径別料金体系において、第一義的には「給水管の口径」を基準に料金に段階を設けることを基本としております。また、「量水器口径」という表現についても、Q1にあるように、メータの口径の概念はこれまでと同様に存在することから、新基準の水道メータの導入による影響はありません。よって、水道料金算定要領を改定する予定はありません。